

286-2392
令和3年3月11日

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公 印 省 略)

県対応方針の改訂等及び会食時における「みやざきモデル」の徹底について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県におきましては、警報レベルを2月8日から「感染拡大緊急警報」に移行していましたが、その後も、多くの県民の皆様や事業者の皆様の御協力により、現在まで、感染が一定程度に抑えられる状況となりました。

このような状況を踏まえ、令和3年3月5日に開催した宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部にて、同月8日より、レベル3「感染拡大緊急警報」からレベル2「特別警報」に移行することとし、県外との往来自粛は、県外の感染状況により判断すること、会食時は「みやざきモデル」を徹底すること等の行動要請案が承認されました。また、県の対応方針についても、早期の行動要請として、感染警戒区域（オレンジ）と感染急増圏域（赤）の目安を変更するとともに、イベント主催者への行動要請について、国基準を準用する圏域を感染未確認圏域（緑）のみとしていた取扱いを、全圏域に拡げること改訂案が了承されましたので、お知らせします。

なお、レベル2（特別警報）の取扱いについては、3月8日から当面の間としており、当面の間の終期は、国の緊急事態宣言解除の日としておりますが、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、当該取扱いの変更がありうることに御留意ください。

行動要請につきましては、段階的に緩和をしておりますが、決して安全宣言ではありません。ここで警戒を緩めてしまえば、最悪の場合、3月末から再び感染が拡大することも考えられます。ワクチン接種に向けた準備が進められておりますが、もうしばらくは「コロナとともに生きる社会」において、感染の再拡大を防ぐため、会食時においても、話をする際はマスクを着用したり、こまめな手洗いをしたり、体調が悪いときは休むなど、基本的な感染対策を実践していただきますようお願いいたします。

文書取扱：建築住宅課

【宅地建物取引業関係】 宅地審査担当：鈴木 連絡先：0985-24-2944 【その他】 建築指導担当：小野 連絡先：0985-26-7195
--